

原子力委員会議事運営規則

昭和32年2月28日

原子力委員会

最終改正平成26年12月16日

(定例会議及び臨時会議)

第一条 原子力委員会設置法施行令第1条第1項の規定による会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、原則として、毎週1回開催する。
- 3 臨時会議は、臨時必要がある場合に開催する。

(会議回数等)

第二条 原子力委員会（以下「委員会」という。）の会議回数は、暦年をもって整理し、定例会議及び臨時会議を通じて通し番号とし、定例会議と臨時会議の区別を明らかにするものとする。

- 2 定例会議及び臨時会議の議事は公開する。ただし、委員長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 3 前項ただし書きの規定により定例会議又は臨時会議の議事を公開しないとした場合には、その理由を公表するものとする。

(議案及び資料)

第三条 委員長は、あらかじめ議案を整理し、必要な資料を添えて会議に附議しなければならない。

- 2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として会議に附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第四条 内閣府の職員又は議案の審議に必要な関係行政機関の職員であつて、委員会の承認を得た者は、委員会の会議に出席し、委員会の求めに応じてその意見を述べることができる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の

出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長退席時等における決定の禁止)

第五条 委員長（委員長を代理する者を含む。）及び委員が中途退席をした場合は、原子力委員会設置法第8条第2項の「出席」とみなさないものとする。

(議事録の作成及び公開)

第六条 委員会の議事録は、速記録として作成し、発言者の確認を経て、公開するものとし、議事録を公開するまでの間は、音声記録を公開するものとする。ただし、議事を公開しないことが適当であるとしたときはこの限りではない。

(決定事項の公表)

第七条 委員会の決定は、文書により行い、委員会が公開しないことが適当であるとした場合を除き、公表するものとする。